

# コンピュータ利用による適合証等の印字取扱要領



## 〔保安基準適合証及び保安基準適合標章〕

1. コンピュータ利用による保安基準適合証、限定保安基準適合証及び保安基準適合標章（以下、「適合証等」という。）の取扱は、次によるものとする。

（1）適合証の交付番号は、従来の取扱と同様ナンバーリング等により1冊50組綴りのまま、暦年ごとの一連番号の打ち込みを行う。

または、コンピュータ利用による暦年ごとの一連番号の打ち込みを行う。

（2）適合証等綴りを表紙及び裏表紙（以下、「表紙等」という。）と適合証等に分離する。

なお、表紙等は別途保管する。（図1参照）

（3）分離した適合証等は、上葉（適合証控）・中葉（適合証）・下葉（適合標章）の3葉1組が散逸しないよう糊付け等を行う。（図2参照）

（4）分離した適合証等の表紙等及び糊付け等した3葉1組の適合証等は、当該事業場の事業場管理責任者が保管する。

（5）適合証等は検査を実施した自動車検査員が使用ごと（交付番号順）に当該事業場管理責任者より受取り使用する。

（6）コンピュータ利用による適合証等の印字打ち込みは次の箇所とする。

①保・限の区分の○印・交付番号	⑩用途
②指定自動車整備事業者の氏名又は名称	⑪車両総重量
③事業場の名称及び所在地	⑫保険期間
④自動車登録番号又は車両番号	⑬指定番号
⑤車台番号	⑭保険証明書番号
⑥使用者の氏名又は名称	⑮保険会社名
⑦使用者の住所	⑯走行距離計表示値
⑧乗車定員	⑰自重計技術基準適合証の確認
⑨最大積載量	

（図3参照）

（7）前号に掲げるコンピュータ利用による適合証等の印字打ち込み箇所①～⑰以外の箇所については従来の取扱と同様とする。

（8）適合証等交付後の適合証控、交付を要しない適合標章及び書き損じた適合証等は、交付番号順に別途保管の表紙等とともに左端を穴あけパンチ等で穴を開け、散逸しないよう綴じ紐等で編綴

する。(図4参照)

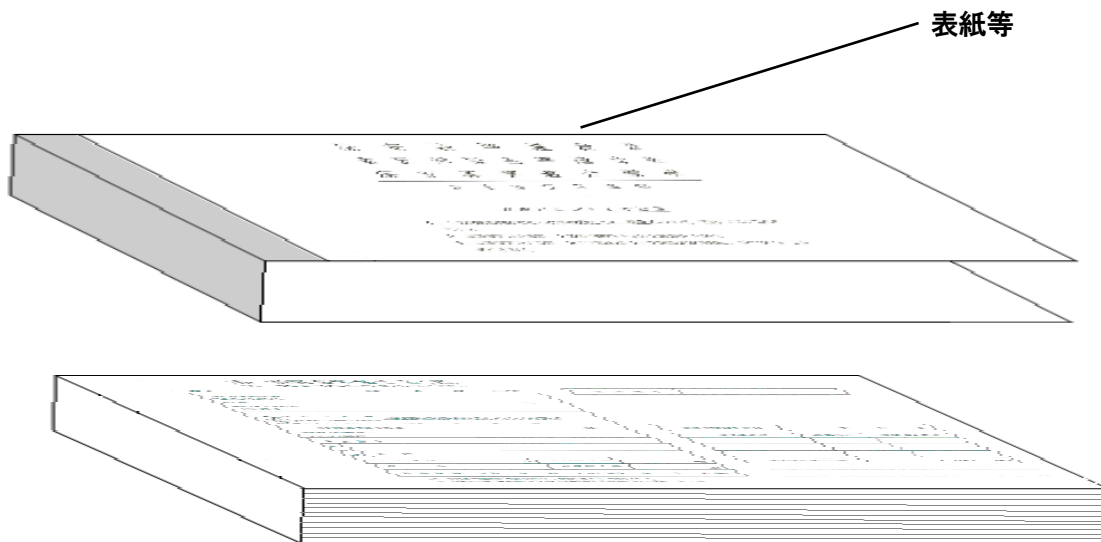
- (9) 使用が終了した適合証等綴りは、適合証保管責任者が編綴の終了した日から2年間保存する。
- (10) 指定自動車整備事業者は適宜適合証関係の社内監査を実施し、適切な指導を行うものとする。  
なお、監査の結果、不適切な場合はコンピュータ利用による適合証等の印字打ち出しを停止し、適切な処置を行うものとする。
- (11) 関係法令、通達又は事業場管理組織に変更が生じた場合は、実情に即応するよう速やかに改正を行うものとする。
- (12) 法令、通達等の解釈が困難な場合は、運輸支局の指示を受けるものとする。

#### **【実施時期】**

本取扱要領は、令和 年 月 日より実施する。

## 〔参考〕

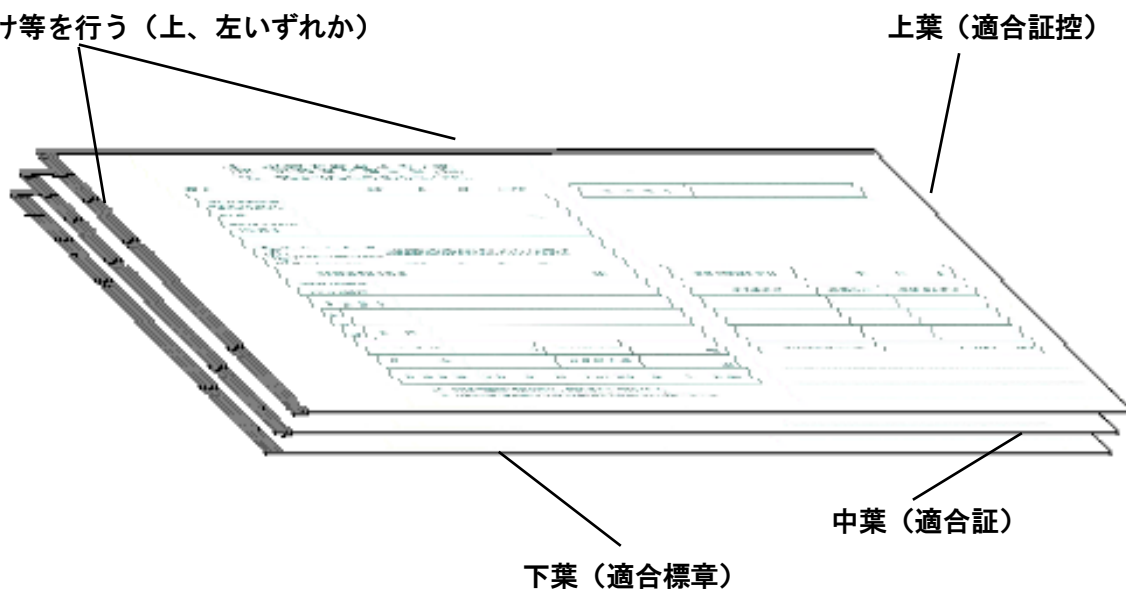
1. 適合証綴りを表紙等と適合証等に分離する。



(図1)

2. 分離した適合証等は、上葉（適合証控）・中葉（適合証）・下葉（適合標章）の3葉1組が散逸しないよう糊付け等を行う。

糊付け等を行う（上、左いずれか）



(図2)

3. コンピュータ利用による適合証等の印字打ち込み箇所は①～⑰の箇所とする。  
なお、他の箇所については従来どおりの取扱とする。

<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">保 限</div> <b>保安基準適合証 (控)</b> <b>限定保安基準適合証 (控)</b>		
番号	①	年 月 日交付
指定自動車整備事業者の氏名又は名称	②	印
事業場の名称及び所在地	③	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">保 限</div> 次の自動車 が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。 次の自動車の整備に係る部分 検査の年月日 年 月 日 自動車検査員の氏名 印		
自動車登録番号又は車両番号	④	
車台番号	⑤	
使用者	氏名又は名称	⑥
	住所	⑦
乗車定員	⑧	人 最大積載量 ⑨ kg
用途	⑩	車両総重量 ⑪ kg
保険期間	⑫	年 月 日から 年 月 日まで
注1. 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とする。 2. 限定保安基準適合証は、有効な限定自動車検査証とともに提出すること。		

指定番号	⑬
------	---

最終の検査申請日	年 月 日
----------	-------

証明書番号	保険会社
⑭	⑮

走行距離計表示値	⑯ 00 km mile
----------	--------------

⑰

---

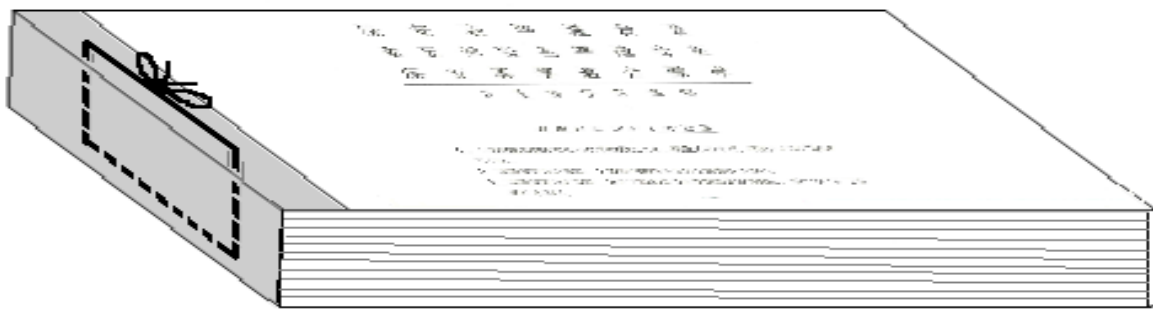


---

邦美印刷株式会社

(図3)

4. 使用後は表紙等とともに綴じ紐等で編綴する。



適合証綴りは、その使用が終了してから2年間保存する。

(図4)